ペット受け入れのための避難所等運営 ガイドライン

平成29年12月策定 令和元年7月改定

広島県健康福祉局食品生活衛生課

目 次

1	平常	時の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 P
	(1)	避難所でのペット受け入れの検討
	(2)	ペットの飼育場所の設置の検討
	(3)	基本的な飼育管理方法の作成
	(4)	飼い主・住民への周知・啓発
2	災害	『発生時のペットの受け入れ・・・・・・・・・・・・・・ 8 P
	(1)	同行避難者の誘導
	(2)	ペット同行避難者の届出
	(3)	ペット飼育者名簿の作成
3	避勤	i所における動物の管理・・・・・・・・・・・・・・・・10 P
	(1)	ペットの飼育管理
	(2)	避難所住民への情報提供
	(3)	トラブル発生の防止と対応
4	災害	『時における動物救護活動について・・・・・・・・・・・・12 P
	(1)	県及び市町等の役割分担
	(2)	災害時における動物救護活動に関する情報収集・発信
5	参考	f資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14P
	(1)	環境省作成パンフレット・報告書等
	(2)	参考様式・参考例

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、これまでの大規模災害の経験から、ペットの防災対策については、動物愛護の面だけではなく、飼い主の安全や心のケア、被災動物の野生化による危害防止の面からも、同行避難(※)が合理的と考えられています。震災後も、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震等の発生のほか、平成26年8月豪雨広島市土砂災害、平成30年7月豪雨では本県も大きな被害を受けました。こうした自然災害に備え、動物の救護や同行避難に関しての体制を整備することの重要性は年々高くなっており、環境省は、各自治体等が地域の状況に応じた対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となる「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成25年6月に、「人とペットの災害対策ガイドライン」を平成30年3月に示しています。

本県でも『広島県地域防災計画』や、市町それぞれの『地域防災計画』の中で、災害時のペットとの同行避難を動物の災害対策の基本として位置付けており、飼い主に対しては、災害発生時に円滑な同行避難が実施できるよう、普段から基本的な健康管理、衛生管理やしつけ等を行うことや、動物が地域の一員として受け入れられるよう地域社会との円滑なコミュニケーションを行うことを啓発するとともに、災害発生時及び平常時に県が行う動物救護対策の具体的行動を示した「広島県災害時動物救護活動マニュアル」と、市町などの避難所設置主体、自治会等が、同行避難者の受け入れ体制の整備を検討する際の参考にしていただくための「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を平成29年12月に策定しています。

平成30年7月豪雨に係る対応の検証の結果,動物救護体制の一層の充実が必要であるという課題が浮き彫りになり、この度,動物救護対策に係る指針等と合わせ、本ガイドラインを改正するものです。なお、ガイドラインは基本的な考え方を示したものであり、ペットの受け入れのあり方は、災害の種類、被害の大きさ、被災者数、地域性などによって条件が変わってきます。各避難所等でその場の状況に応じた柔軟な対応が必要となりますが、平常時にその基本形をしっかりと作り上げておく必要があります。本ガイドラインをご活用いただき、同行避難者の受け入れ体制の整備が推進されることを期待しています。

令和元年 月

広島県健康福祉局食品生活衛生課

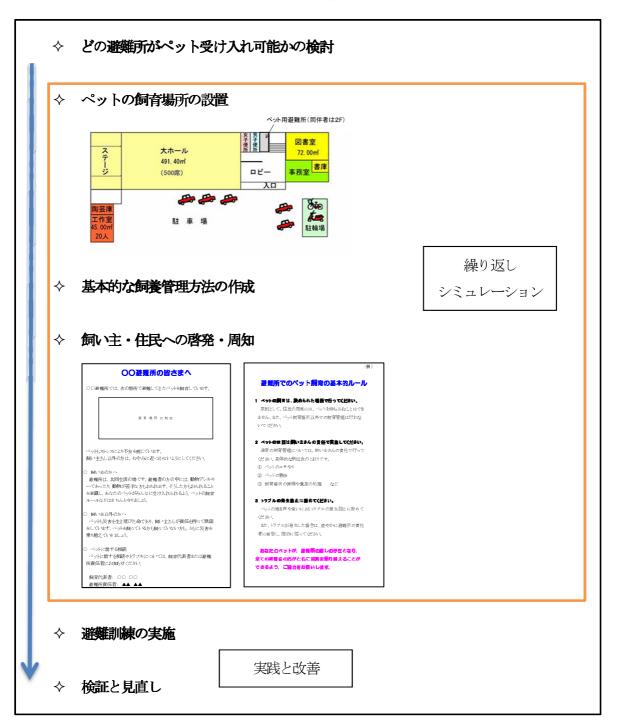
同行避難とは

〇災害発生時に,飼い主が飼育しているペットを同行し,避難場所まで安全に避難することです。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

~人と動物が安心できる「今」のために~

1 平常時の対策

災害はいつ発生するかわかりません。平常時に被災した際の対策を講じておくことが大切です。



(1) 同行避難が可能な避難所の選定

ペットとの同行避難が可能かどうかは、避難所の設置場所や規模、避難所の構造・設備等避難所ごとに異なります。広い敷地や複数の建物がある避難所であれば、ペットの受け入れも比較的容易と考えられますが、小規模な避難所などでは困難な場合もあります。災害時の被災者の混乱を避けるため、可能な限り事前に同行避難が可能な避難所を選定しておきましょう。

また、同行避難者の受け入れができない避難所では、近くにペットの飼育が可能な代替場所がないか検討しておきましょう(日頃から、避難所におけるペットの同行避難の可否に関する 周知を徹底したり、避難訓練の内容に盛り込んだり、事前の対策が重要です)。

(2) ペットの飼育場所の設置の検討

避難所で生活する人の中には、動物アレルギーの方や、動物が苦手な方もいます。 また、ペットの鳴き声や臭いは、避難者間のトラブルの原因となります。避難所でのトラブルの発生の防止のためにも、ペットの飼育場所の設置には次のことに考慮する必要があります。

<ペットの飼育場所を設置するにあたり考慮すべきこと>

- 避難者の居室と隔離した場所(※)
- 〇 避難者の動線と重ならない場所
- 可能な限り屋内の場所
- 必要に応じて、動物種ごとに飼育場所を分離
- ※身体障害者補助犬は避難者の居室に同伴することが可能です。

① 屋内に飼育場所を設置する場合(設置例1~3)

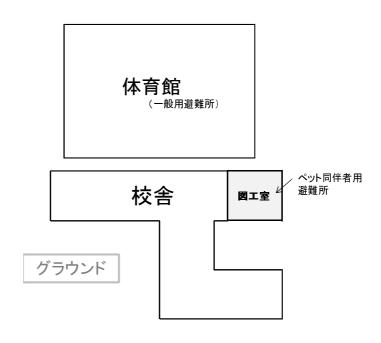
鳴き声や臭いに十分配慮した上で、飼育場所を設置しましょう。屋内で飼育する場合は、 ケージを使用した飼育管理が原則です。

音楽室のように防音設備のある部屋や、体育館の倉庫などの活用も考えてみましょう。

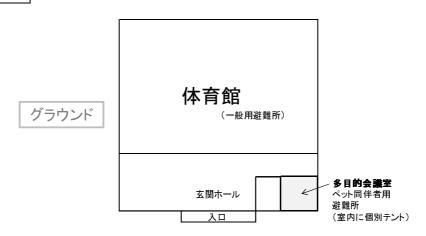
【留意点】

- 同行避難者 (飼育者) は動物の近く
- ・ 非飼育者は動物の遠く
- ・ 鳴き声・臭い等の苦情を考慮

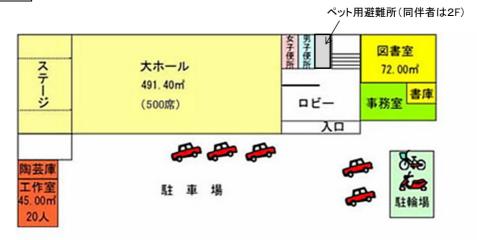
設置例1



設置例2



設置例3



② 屋外に飼育場所を設置する場合(設置例4)

人通りの多い通路や施設の入り口など動物がストレスを感じる場所は避けましょう。また、動物が適正に飼育管理されるように水道設備などの近辺に設置したり、日照・風雨を避けられるよう木陰やテントが設置できる場所を選定するのが良いでしょう。

屋外で飼育する場合も、屋内同様にケージを使用した飼育管理が原則ですが、やむを得ず つないで飼育する場合は、鉄棒などの遊具を利用することもできます。

【留意点】

- テント、ケージ等の設置場所を給水設備の近くや木陰のある場所に設置
- 気候の影響を受けやすいので、動物の体調管理には注意が必要



(3) 同行避難に係る基本的な避難所運営方法の検討

① 同行避難の受け入れ手順の作成

同行避難を受け入れる方針が決まったら、その受け入れ方法を検討しましょう。避難所で 避難者を受け入れる際に、同行ペットの有無やペットの情報(動物種、性別、健康管理の状 況等)を把握しておけば、飼育場所や飼育方法の決定がスムーズになります。また、動物救 護本部等からの支援を円滑に受けることもできます。

<参考様式1:様式4-1 同行避難動物登録票>

<参考様式2:様式4-2 同行避難動物管理台帳>

② 同行避難における飼育管理の基本的ルールの作成

避難所にいるペットの飼育管理は、飼い主が責任をもって行うことが基本です。このことを避難所の設置者や責任者の共通認識とし、飼い主に促す必要があります。

避難所でのペットによる人への危害の防止や環境衛生の維持のため、基本的な飼育管理の ルールについては、あらかじめ設置者等が作成しておきましょう。

災害時に、基本的なルールに依らないケースが生じた場合は、ルールの変更を飼い主が中心になって行います。設置者等は、飼い主へ適切に助言を行い、一般の避難者との円滑な合意形成等に努めましょう。必要に応じて、各動物愛護(管理)センター等へ相談を行いましょう。

<避難所の設置者や責任者があらかじめ決めておきたいルール>

- ペットの散歩の方法やその時間帯、コース
- ペットへのエサの与え方
- ブラッシング等トリミング場所の指定
- 糞尿等の汚物の処理方法
- ペット関係用品の保管場所
- トラブル発生時の責任者への報告方法 など

<参考様式3:様式4-3 避難所ペット飼育管理等当番票>

(4) 飼い主・住民への啓発・周知

(1) ペットとの同行避難のための飼い主への啓発

スムーズなペットとの同行避難の実施や、他の人の迷惑とならないように避難所でペット とともに生活するためには、飼い主が十分な準備をしておく必要があります。

日頃から、市町発行物や回覧物などで、ペットの飼い主に対してペットの災害対策を講じておくよう啓発しておきましょう。

<ペットの災害対策のための主な準備>

- 所有者明示をしておくこと (迷子札や、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップなど)
- 基本的なしつけをしておくこと

(「マテ」「フセ」「コイ」など)

ケージやキャリーバックでの生活にも、日頃から慣れさせておく

- 他の人や動物にも慣れさせるなど、適切な社会化をさせておくこと
- ペットの健康管理をきちんと行っておくこと (狂犬病予防注射や感染症予防のワクチンの接種, ノミ・ダニ・寄生虫予防, 不妊去勢手術の実施など)

動物手帳やカードに記録しておくと便利です。

- ペットの飼育場所の安全を確認しておくこと 小屋やケージの安全性, 鎖やリードの強度の確認
- ペットに必要な物資を備えておくこと

【必要なもの】

□ ケージ	□ 療法食	薬(必要	なペットには	必ず用意)
□ 5日分以上の)フードと水,ĵ	食器		
□ 予備の首輪,	リード(伸び	ないもの)		・イレ用品
□ 飼い主の連絡	絡先やペットの	情報を記録	录したもの	
【あると便利なも	5の】			
ロペットシー	ソ 口洗濯	望ネット(猫の逃げだし	防止など)
□ 好きなおもれ	5や 口に	こおいのつ	いたタオル	
ロ ブラシ	ロ ガムテーフ	プロ	新聞紙	
ロ ブランケッ	ト(ペットの体	を包めるオ	さな (ちき)	

② ペット受け入れ避難所の周知

ペットの受け入れが可能な避難所を選定したら、住民に周知しておきましょう(参考例1)。 そうすることで、ペットの飼い主が同行避難をする場合に、どの避難所に向かえば良いのか が分かり、結果としてペットの受け入れができない避難所にペットを連れた避難者が集まる などの混乱を避けることができます。

ペット同行者専用避難所とそれ以外の避難所が設定できれば理想的かもしれません。 なお、平常時のペットの災害対策や避難所でのペットの基本的な飼育管理のルールについ ても併せて周知しておきましょう。

避難訓練の際には、ペットとの同行避難も想定して訓練するよう努めましょう。

<ペット受け入れ避難所の居的チラシ 例>

(参考例1)

ペット受け入れ可能な避難所のお知らせです

○○市で開設される避難所のうち、ペットを受け入れることが できる避難所は次のとおりです。

日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。

避難所名	住所	電話
○○避難所	00000	0000-0000
××避難所	$\times \times \times \times \times$	××××-×××
△△避難所	$\triangle\triangle\triangle\triangle\triangle$	AAAA-AAAA
□□避難所		
▲▲避難所		AAAA-AAA
■■避難所		

※ トラやライオンなどの危険な動物は受け入れられません。

これらの避難所でも、ペットと生活するためには、飼い主さん 自身で十分な準備をしていただく必要があります。

基本的なしつけや健康管理を行い、ケージやリード、フード やトイレ用品等、避難物資の準備を日頃からお願いします。 また、避難所ごとの飼育管理のルールの遵守についても よろしくお願いします。

基本的な飼育管理ルールの例は、裏面にあります。

(例)

避難所でのペット飼育の基本的ルール

1 ペットの飼育は、決められた場所で行ってください。

原則として、住民の居室には、ペットを持ち込むことはできません。また、ペット飼育場所以外での飼育管理は行わないでください。

2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。

通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行って ください。具体的な例は次のとおりです。

- ① ペットのエサやり
- ② ペットの散歩
- ③ 飼育場所の清掃や糞尿の処理 など

3 トラブルの発生防止に努めてください。

ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めて ください。

また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任 者に報告し、指示に従ってください。

あなたのペットが、避難所の癒しの存在となり、 全ての避難者の方がともに災害を乗り越えることが できるよう、ご協力をお願いします。

~人と動物の災害発生時のために~

2 災害発生時のペットの受け入れ

ペット同行避難者の専用窓口への誘導

ペット飼育状況の届出

動物種 1型線1 有 - 無 [狂犬病予防注射] 滴、 朱

避難所でのペット飼育管理ルールの周知

ペット受け入れ可能な 避難所のお知らせです

できる避難所は次のとおりです。

日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。

避難所名	住所	電話
○○避難所	00000	0000-0000
××避難所	$\times \times \times \times \times$	×××-×××
△△避難所	$\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$	ΔΔΔΔ-ΔΔΔΔ
□□避難所		0000-0000
▲▲避難所	***	AAAA-AAA
■■避難所		

※ トラやライオンなどの危険な動物は受け入れられません。

これらの避難所でも、ベットと生活するためには、飼い主さん 自身で十分な準備をしていただく必要があります。

基本的なしつけや健康管理を行い、ケージやリード、フード やトイレ用品等、避難物資の準備を目頃からお願いします。 また、避難所ごとの飼育管理のルールの遵守についても

基本的な飼育管理ルールの例は、裏面にあります。

原則として、住民の居室には、ベットを持ち込むことはでき ません。また、ベット飼育場所以外での飼育管理は行わな

遊難所でのペット飼育の基本的ルール

2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。

通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行って ください、具体的な例は次のとおりです。

① ベットのエナやり ② ベットの散歩

③ 飼育場所の清掃や養尿の処理 など

3 トラブルの発生防止に努めてください。

ベットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めて

また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任 者に報告し、指示に従ってください。

あなたのペットが、発揮所の無しの存在となり、 全ての課題者の方がともに災害を乗り終えることが できるよう、ご協力をお願いします。

♦ ペット飼育場所への誘導

(株式4-2 同行法理動物學學合稱)

◆ ペット管理台帳の作成

No.	人們日	38/91日	EN YORKE	1991	19 UK	10.000	81 Vel 58	38100/1	犬の腹線・狂犬病 予助治療的不振
									10000 71 56
									(日田) 利 ・ 解
									10000 71 50001
									R P (1933)
									10000 71 50001
									R P (1933)
									10000 71 50001
									DEE: 10 18/231
									10000 71 98
									(EE) 1 円 ・ 類
									10000 71 - 56
									(EE) 1 円 ・ 類
									10000 71 50001
									R P (1933)
									10000 71 98
									DEEM 利 類
									10000 71 98
									DEEM 利 類
									10000 71 98
									DEEM 利 類
									10000 71 98
									R P (1933)
									10000 71 50001
									18331 W M

◆ ペット飼育当番表の作成

(1) ペット同行避難者の専用窓口への誘導と飼育場所の設置

災害発生時に避難者がペットと同行避難をしてきた場合、ほかの避難者への危害防止やトラブル防止の観点から、できるだけペット同行避難者専用の受付窓口と飼育場所を設置し、そちらへ誘導するようにしましょう。

また、同行ペットについて、飼い主からペットの情報(性格、しつけや健康管理の状況等) を聞き取り、状況によっては、受け入れに問題ないと判断されるまで動物の飼育場所へ連れて 行くことは避けましょう。

(2) ペット同行避難者の届出等

飼い主とペットの状況を把握することは、避難所の円滑な運営やトラブル発生防止のために 重要です。

動物の飼育状況の把握のためにも、避難所での受付時に、飼い主にペットの状況について届 出等をしてもらいましょう(参考様式1)。また、その際には、避難所での動物飼育管理のル ールを周知しましょう。

届出により、受入可能な動物であれば、ペット個体識別票を渡して、ペットケージなどに貼り付けてもらい、さらにペットにも迷子札などの所有者明示を施し、避難所での飼育管理に役立てましょう。

<参考様式1:様式4-1 同行避難動物登録票>

<参考様式2:様式4-2 同行避難動物管理台帳>

(3) ペット飼育名簿や飼育当番表の作成

避難所責任者等は、円滑な避難所運営と、トラブル発生時の迅速な対応のため、飼い主の届 出をもとに動物の飼育状況について、名簿にまとめておきましょう(参考様式2)。また、飼 い主同士でペットの世話ができるよう、ペット飼育当番表(参考様式3)があると避難者同士 のコミュニケーションにも役立ちます。

<参考様式3:様式4-3 避難所ペット飼育管理等当番票>

3 避難所における動物の管理

(1) ペットの飼育管理

避難所でのペットの飼育管理は、飼い主の責任で実行するものです。

ペットの飼育管理をスムーズに行うことができるよう, あらかじめ, ペットの世話(共有部分等) の当番表やチェックシートの作成を検討しておきましょう。

<参考様式3:様式4-3 避難所ペット飼育管理等当番票>

<チェックシートに記載する必要物資の例>

- ペットフード、水(動物種ごと・年齢ごと・療法食等別ごとなど)
- 〇 動物用医薬品等
- 首輪. リード等. 食器
- トイレ用品 (ペットシーツ, 猫砂, ペーパースコップなど)
- その他(タオル、新聞紙、ブラシ、洗濯ネット、ビニール袋、、、、

(2) 避難所での避難者への情報提供

避難所でのペットの飼育状況について、その避難所での避難者への情報提供を行いましょう。特に、ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知しておくとともに、ペットにもストレスがかかっていることなどから、避難者への危害防止のため、動物に安易に近づかないように、掲示板での貼り紙やチラシ、回覧板などで啓発しておきましょう。

<ペット受け入れ避難所の掲示物の例>

(参考例2)

〇〇避難所の皆さまへ

○○避難所では、次の場所で避難してきたペットを飼育しています。

飼育場所の地図

ペットもストレスにより不安を感じています。

飼い主さん以外の方は、むやみに近づかないようにしてください。

飼い主の方へ

避難所は、共同生活の場です、避難者の方の中には、動物アレルギーであったり、動物が苦手な方もおられます。そうした方もおられることを意識し、あなたのベットがみんなに受け入れられるよう、ベットの飼育ルールなどはきちんと守りましょう。

○ 飼い主以外の方〜

ペットも災害を生き延びた命であり、飼い主さんが責任を持って世話をしています。ペットを飼っている方も飼っていない方も、ともに災害を乗り越えていきましょう。

ペットに関する相談

ペットに関する相談やトラブルについては、飼育代表者または避難 所責任者にお知らせください。

飼育代表者: ○○ ○○ 避難所責任者: ▲▲ ▲▲

(参考例3)

ペットの飼い主の皆様へ!

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ベットの 飼い主の皆様は、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① 避難所設置責任者の指示には必ず従ってください。
- ② ペットは指定された場所で、ケージ(艦)などの中に入れるか、同じ く指定された場所で、リードなどにつないで飼ってください。
- ③ 飼育場所や施設は、飼い主さん自らが常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ④ ペットを体育館や校舎等の避難所居住スペースへ入れないでください。
- ⑤ 避難所ではペットもストレスや興奮から、普段考えられない行動をすることがありますので、逃げ出したりしないように十分注意しましょう。
- ⑥ ペットが原因の苦情や危害が発生しないように努めてください。
- ⑦ 屋外の指定場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑧ エサを与えた後はその都度されいに片づけて、衛生害虫などが発生しないようにしましょう。
- ⑨ ノミやダニの駆除に努めてください。
- ⑩ 運動やブラッシングは、必ず屋外の決められた場所で行ってください。
- ⑪ 他の避難者などとの間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難 所設置責任者まで連絡してください。

〇〇災害対策本部 〇〇避難所設置者 〇〇〇〇〇〇〇

(3) トラブル発生の防止と対応

避難所での動物飼育に伴うトラブルの発生防止やその解決のため、飼い主の中から動物飼育管理に関するペットグループの代表者を指定しましょう。

原則としてトラブルの解決は、個人で対応せず、グループ全体の責任で対応するようにしましょう。また、重大なトラブルや避難所運営に係るトラブルについては、避難所責任者等と協議して対応することとし、その対応状況と結果については、その避難所の避難者全体に周知するように努めましょう。

4 災害時における動物救護活動について

(1) 県及び市町等の役割分担

県内で大規模な災害が発生した場合に、動物による人への危害防止、動物の愛護及び管理の ために行う動物の救護活動等を円滑に実施するためには、県、市町、関係団体等が役割を分担 する必要があります。

【県の役割】

① 人への危害防止対策

県動物愛護センターは、動物による人への危害防止の観点から、状況に応じて被災地で の逸走犬の収容を行うとともに、特定動物等の飼養者に対して緊急の連絡を行い、必要な 対応を行う。

② 動物救護本部及び地域支部(動物救護施設)の設置・運営 被災地の情報を収集・分析し、被災地における動物等への対応が必要と判断する場合、 動物救護本部及び地域支部(動物救護施設)を設置して、県獣医師会、動物愛護団体等と 連携・協働して動物救護活動にあたる。

【市町の役割】

- ① ペットの飼育場所の確保・運営
 - 避難所等における飼い主とともに同行避難してきたペットの飼育場所を確保するとと もに、避難所等における動物飼育に伴うトラブルの発生防止に努める。
- ② 動物救護本部及び地域支部(動物救護施設)の支援 避難所等におけるペット飼育状況の情報提供を行うなどして,動物救護本部及び地域支 部(動物救護施設)の活動を支援する。

(2) 災害時における動物救護活動に関する情報収集・発信

国や県、関係団体が実施する被災動物救護活動が円滑かつ効果的に実施されるには、動物の 飼育状況に関する情報や飼い主への情報発信が不可欠となります。

このような情報収集・発信については、避難所の責任者が、被災動物救護活動に関する情報を住民に周知するとともに、避難所ごとの動物の飼育状況や動物救護活動についての要望などを取りまとめ、被災動物救護活動の調整役である県の動物救護本部に情報を提供してください。また、災害発生時には、逸走して飼い主とはぐれた動物や所有者の分からない動物が多数発生することが予測されます。このような動物を速やかに保護し、飼い主へ返還するためにも、避難所責任者は、飼い主から聴き取った逸走動物の情報や、放浪している動物の目撃情報を県に報告するとともに、災害時における動物救護活動に伴って保護された動物の情報を避難所に掲示板を作成するなど、情報提供をお願いします。

5 参考資料

(1) 環境省作成パンフレット・報告書等

(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph.html)

① 人とペットの災害対策ガイドライン (平成30年3月)





③ 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン (平成25年6月)



④ 災害時におけるペットの救護対策ガイ ドライン<一般飼い主編> (抜粋版) (平成25年6月)

【英語版】(平成30年10月)



⑤ 「ペットも守ろう!防災対策」 (平成29年9月)



⑥「備えよう!いつもいっしょにいたいから」(平成23年9月)



⑦被災ペット救護施設運営の手引き



(2) 参考様式・参考例

<参考様式1:様式4-1 同行避難動物登録票>

〈参考様式2:様式4-2 同行避難動物管理台帳〉

<参考様式3:様式4-3 避難所ペット管理等当番表覧>

<参考例1:ペット受け入れ避難所の周知チラシの例>

<参考例2:避難所住民へのペット飼育についての情報提供チラシの例>

<参考例3:ペット飼育場所掲示物の例>

ペット受け入れ可能な 避難所のお知らせです(〇月〇日)

○○市で開設される避難所のうち、ペットを受け入れることが できる避難所は次のとおりです。

日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。

避難所名	住所	電話
○○避難所	00000	0000-0000
××避難所	$\times \times \times \times$	$\times \times \times \times - \times \times \times$
△△避難所		$\triangle\triangle\triangle\triangle-\triangle\triangle\triangle$
□□避難所		
▲▲避難所		
■避難所		

[※] トラやライオンなどの危険な動物は受け入れられません。

これらの避難所でも、ペットと生活するためには、飼い主さん 自身で十分な準備をしていただく必要があります。

基本的なしつけや健康管理を行い、ケージやリード、フードやトイレ用品等、避難物資の準備を日頃からお願いします。

また、避難所ごとの飼育管理のルールの遵守についてもよろしくお願いします。

基本的な飼育管理ルールの例は、裏面にあります。

避難所でのペット飼育の基本的ルール

1 ペットの飼育は、決められた場所で行ってください。

原則として、住民の居室には、ペットを持ち込むことはできません。また、ペット飼育場所以外での飼育管理は行わないでください。

2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。

通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行って ください。具体的な例は次のとおりです。

- ① ペットのエサやり
- ② ペットの散歩
- ③ 飼育場所の清掃や糞尿の処理 など

3 トラブルの発生防止に努めてください。

ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めて ください。

また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任者に報告し、指示に従ってください。

あなたのペットが、避難所の癒しの存在となり、 全ての避難者の方がともに災害を乗り越えることが できるよう、ご協力をお願いします。 <参考例2:避難所住民へのペット飼育についての情報提供チラシ例>

〇〇避難所の皆さまへ

○○避難所では,	次の場所で避難してきたペットを飼育しています。
	飼育場所の地図

ペットもストレスにより不安を感じています。

飼い主さん以外の方は、むやみに近づかないようにしてください。

○ 飼い主の方へ

避難所は、共同生活の場です。避難者の方の中には、動物アレルギーであったり、動物が苦手な方もおられます。そうした方もおられることを意識し、あなたのペットがみんなに受け入れられるよう、ペットの飼育ルールなどはきちんと守りましょう。

○ 飼い主以外の方へ

ペットも災害を生き延びた命であり、飼い主さんが責任を持って世話をしています。ペットを飼っている方も飼っていない方も、ともに災害を乗り越えていきましょう。

○ ペットに関する相談

ペットに関する相談やトラブルについては、飼育代表者または避難 所責任者にお知らせください。

飼育代表者: ○○ ○○ 避難所責任者: ▲▲ ▲▲

ペットの飼い主の皆様へ!

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの 飼い主の皆様は、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- (1) 避難所設置責任者の指示には必ず従ってください。
- ② ペットは指定された場所で、ケージ(檻)などの中に入れるか、同じ く指定された場所で、リードなどにつないで飼ってください。
- ③ 飼育場所や施設は、飼い主さん自らが常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ④ ペットを体育館や校舎等の避難所居住スペースへ入れないでくだ さい。
- ⑤ 避難所ではペットもストレスや興奮から、普段考えられない行動 をすることがありますので、逃げ出したりしないように十分注意しま しょう。
- ⑥ ペットが原因の苦情や危害が発生しないように努めてください。
- ⑦ 屋外の指定場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑧ エサを与えた後はその都度きれいに片づけて、衛生害虫などが発生しないようにしましょう。
- ⑨ ノミやダニの駆除に努めてください。
- ⑩ 運動やブラッシングは、必ず屋外の決められた場所で行ってください。
- ① 他の避難者などとの間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所設置責任者まで連絡してください。

〇〇災害対策本部 〇〇避難所設置者 〇〇〇〇〇〇〇

ペットの受け入れのための避難所運営ガイドライン 広島県健康福祉局食品生活衛生課 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 TEL 082-513-3103 発行 令和元年7月16日

広島県は「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指しています。